

労働法遵守証明対応のご依頼

1 労働法遵守証明書のご提出のお願い

この度、企業様にはホワイト企業認定の取得をご検討いただいております。ホワイト企業認定の取得には労働関係法を遵守する必要があるため、その証明をお願いいたします。

労働法遵守証明書の各設問において法律に準拠した運営ができていますかをご確認いただき、記名押印の上、ご提出ください。

企業様がホワイト企業認定を取得した場合、日本次世代企業普及機構（ホワイト財団）HPにて労務監査責任者として記載をさせていただきます。

2 ホワイト企業認定とは

次世代に残る企業、次世代に残ってほしい企業をホワイト企業と定義し、下記7項目にて認定審査を実施しています。



- ・人材育成／働きがい
- ・柔軟な働き方
- ・多様な価値観の尊重
- ・健康経営
- ・リスクマネジメント
- ・未来を創るビジネスモデル
- ・労働法遵守

働き方改革を進めていくための指標として世に普及し、自社のことを誇りに感じる従業員様を増やすことをミッションとして掲げています。

3 お問い合わせ

日本次世代企業普及機構（ホワイト財団）事務局

TEL：06-6131-0301

Email：jimukyoku@jws-japan.or.jp

名称：一般財団法人 日本次世代企業普及機構

通称名：ホワイト財団

理事長：岩元 翔

住所：大阪府大阪市北区西天満 5 丁目 6-4 SN ビル 4 階

URL：<https://jws-japan.or.jp/>

ホワイト企業認定に係る労働法遵守証明書

一般財団法人日本次世代企業普及機構が実施するホワイト企業認定の審査項目である【労働法遵守】について、以下の事項に反していないことを証明します。

記

1. 労働時間、残業時間は実態通りに把握および管理できている（サービス残業等が発生していない）また支払うべき残業代は法定基準を満たしたものとなっている
2. 過去 1 年間に於いて、従業員（短時間正社員を除く）1 人当たりの各月毎の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数が全て 45 時間未満である
※若しくは 36 協定の特別条項に定める月は 45 時間を超えているが、年間の合計時間数が 720 時間未満である
※上記の適用が猶予・除外となる事業所である
3. 労働安全衛生法に基づく定期健康診断を実施しており、異常の所見があると診断された労働者についての就業上の措置について、医師等（産業医、地域産業保健センターへの相談含む）の意見を聴くなどの対応を実施している
4. 就業規則および雇用契約書について、最新の法令に適合するよう適切に改定し、継続的に運用している
5. 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを実施し、必要に応じて面接指導等も実施している
※若しくは労働者数が 50 人未満の事業所である
6. 厚生労働省が告示している「職場におけるハラスメント関係指針」に基づいた防止措置を実施している
7. 正規雇用労働者と非正規労働者（有期雇用契約者、パートタイム労働者等）の各雇用区分ごとの規定を定めて周知しており、同一労働同一賃金ガイドラインに反しないように取り組みを行っている
8. 年次有給休暇管理簿を作成し、全従業員が 5 日以上取得する取り組みを実施し、取得できている
9. 妊娠・出産を届け出た従業員に対して個別に育児休業／産後パパ育休の取得を奨励し、取得しやすい雇用環境を整備し、下記のいずれかを実施している
 - ①育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
 - ②育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
 - ③自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
 - ④自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知
10. 女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定および情報公表を適切に実施している
※100 名以下の企業は努力義務
11. その他の労働関係法令について、行政指導、改善命令等、行政処分または刑事処分を受ける重大な違反をしていない（※判定基準は別紙のとおり）

労働関連法令の遵守に関する判定基準（設問 11 補足）

※本別紙は、証明書の設問 11 において確認いただく証明対象期間および判定の考え方を示すものです。

1. 証明対象期間

処分・指導の区分	対象期間
刑事処分 (拘禁刑・罰金刑など)	5 年
行政処分 (事業停止命令・許可取消など)	5 年
労働関係法令の違反等を理由とする行政機関による企業名公表	3 年
改善命令等 (法令に基づく改善命令・是正命令など)	2 年
行政指導 (是正勧告・口頭指導など)	1 年

※証明日時点から遡り、表に定める対象期間内に受けた処分・指導を判定の対象とします。対象期間を経過した処分・指導は、原則として判定の対象外とします。

2. 対象となる主な労働関連法令

労働基準法／労働安全衛生法／最低賃金法／労働者派遣法／職業安定法（有料職業紹介）／パートタイム・有期雇用労働法／育児・介護休業法／男女雇用機会均等法／労働施策総合推進法（パワハラ防止）／労働契約法

3. 判断の考え方

- ・違反した法令の名称のみではなく、受けた処分・指導の内容に基づいて判断します。
- ・事業停止命令・許可取消は、派遣業・有料職業紹介業など許可制事業に固有の処分です。
- ・上記に列挙のない法令の違反や判断に迷う事案は、処分内容・社会的影響等を踏まえ個別に審査します。

証明にあたってのお願い

弁護士・社会保険労務士等の証明者の皆さまへ：本別紙の各項目については、認定対象企業への内容のご確認および提示された資料に基づき、知り得る範囲でご証明ください。

記名・押印（または電子署名）は証明書本体に行ってください。

【弁護士様・社労士様 記名押印】

ホワイト企業認定 労働法遵守証明書

下記「監査担当弁護士／社労士」欄に記名する者は、下記「審査対象会社」について、本証明書記載の各項目を審査し、その内容が事実と相違ないことをここに証明する。

【証明対象】 審査対象会社	
審査対象会社名	
会社所在地	
【証明者】 監査担当弁護士／社労士	
事務所名	
事務所住所	
署名（自署）	⑩
証明日	令和 年 月 日